



覚 書

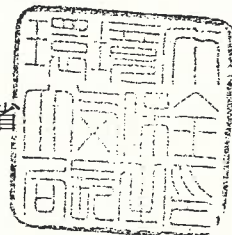
環大企第58号

環水管第60号

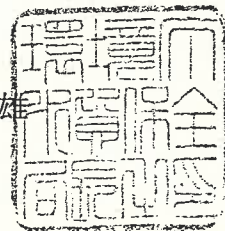
11畜A第344号

平成11年3月3日

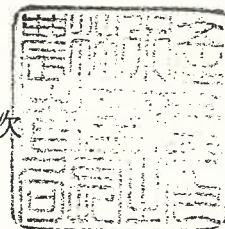
環境庁大気保全局長 廣 瀬 省



環境庁水質保全局長 遠 藤 保 雄



農林水産省畜産局長 本 田 浩 次



家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案（以下「法案」という。）の閣議決定に際し、環境庁と農林水産省は下記のとおり確認する。

記

- 1 法案第3条第1項に規定する管理基準の制定又は改廃に当たっては、農林水産省は、あらかじめ、十分な時間的余裕を持って環境庁と協議すること。
- 2 農林水産省は、都道府県に対し、法案第5条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに第6条の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に当たっては、畜産担当部局と環境保全担当部局の間で相互に情報の伝達を徹底されるよう、周知を図ること。

- 3 法案第7条第1項に規定する基本方針の制定又は改廃に当たっては、農林水産省は、あらかじめ、十分な時間的余裕を持って環境庁と協議すること。
- 4 農林水産省は、都道府県に対し、法案第8条第1項に規定する都道府県計画の策定又は変更に当たっては、できる限り「環境への負荷」の低減が図られるよう配慮するとともに、畜産担当部局は、あらかじめ環境保全担当部局と協議するよう、周知を図ること。
- 5 農林水産省は、本法案の成立をもって、畜産業から発生する家畜排せつ物に関し、水質汚濁の防止、悪臭の防止、廃棄物・リサイクル対策その他の環境庁の行う環境の保全を目的とする施策の企画、立案、推進を何ら妨げるものではないこと。
- 6 農林水産省は、今後の中央環境審議会における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境基準達成のための措置の審議において、畜産業から発生する家畜排せつ物に関する措置の審議に積極的に協力すること。